

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊佐市長

市町村名 (市町村コード)	伊佐市 (462241)
地域名 (地域内農業集落名)	本城・南永地区 (小川添、柳野、楠原、岩坪、本城宇都、瓜之峰、本城麓、西川、本城町、島内、親交今市、今市前田、比良、荒田上、荒田下、大峰、下荒田、青木元、場ノ木、町舟津田上、町船津田下、荒瀬、永池)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水稻のほか露地野菜(ネギ、カボチャ)や畜産業(牛)が盛んな地域である。農業者の年齢は69歳と高齢化が進んでおり、持続的に農地の利用を図りながら、地域の活性化を進めるためには新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

## 【地域の基礎的データ】

農業者:268人(うち50歳以下19人)、団体経営体(法人)5経営体

## (2) 地域における農業の将来の在り方

農地中間管理機構を活用し、分散している農地の集約化を進める。  
作業効率の改善を図るため、基盤整備(大区画化)について地域で協議を行う。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	524 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	465 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に農地の集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の事業を活用して分散している農地を集約し、作業効率の改善を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
出し手、受け手の意向を把握しながら、圃場の大区画化について検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域外からの就農者を積極的に受け入れ、地域の担い手として育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業公社等の受委託事業の活用により労働負担を軽減し、作業の効率化や遊休農地の防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--